

〈国内の動き〉

新型コロナウイルスへの雇用面の対応

雇用調整助成金の抜本拡充や中小企業労働者への新型コロナウイルス感染症対応休業支援金創設を決定

——厚生労働省第2次補正予算

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大が経済に甚大な影響を与えている状況を踏まえ、5月27日、今年度の第2次補正予算案を閣議決定した。予算案では、雇用調整助成金の抜本的拡充や、休業手当をもらえない中小企業の労働者に対する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設が盛り込まれている。一般会計の追加歳出は3兆9,114億円であり、過去最大の規模。6月12日に衆議院本会議において可決・成立した。政府のこれまでの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止・早期収束にかかわる施策では、まず、4月7日に7都府県に「緊急事態宣言」を発出し、4月16日には対象地域を全国に拡大していた。しかし、5月4日に、感染者の減少が十分なレベルではない状況を踏まえ、5月31日までの延長を決定していた。その後、感染者が減少している地域から緊急事態措置を解除、5月25日には全ての都道府県で解除されることとなった。この間、政府は、4月20日に緊急経済対策を決定し、それに基づく第1次補正予算案を策定。4月30日に成立させた（緊急経済対策・第1次補正予算については本誌2020年6月号P28-32）。以下、第2次補正予算のうち厚生労働省の予算について紹介する。

第2次補正予算で約5兆円を追加

厚生労働省第2次補正予算で盛り込まれた追加額は4兆9,733億円（うち労働保険特別会計1兆4,446億円）。主要施策では、①検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発（2,719億円）、②ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保（2兆7,179億円）、③雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援（1兆9,835億円）——の三つとなっている。

PCR等の検査態勢のさらなる強化

「①検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発」関連では、具体的には地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施に366億円を計上した。新型コロナウイルス感染症の行政検査を集中的に実施する地域外来・検査センターの業務委託等について支援を行うことで、検査センターの設置を推進する。また、感染症法に基づく行政検査として抗原検査を実施することにより、検査の迅速化・効率化を図る。

検査試薬・検査キットの確保には179億円を要求し

た。PCR検査等に使用する試薬について、企業が十分な量を安定的に製造・輸入できるよう国において試薬の買い上げを行う。また、抗原検査キットの買い上げ等を行い、安定的な検査の実施を確保する。

ワクチン・治療薬の開発等には600億円を計上。国内の研究者等において開発が進んでいる「新型コロナウイルスワクチン」について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）に対して開発資金を補助することにより、基礎研究から臨床試験の実施における専門人材・専門業者の積極的な活用等を支援。さらに開発を加速させる。

ワクチンの早期実用化のための体制整備にも1,455億円を計上。現在開発中の「新型コロナウイルスワクチン」等を迅速に製造するため、ワクチン開発と並行して生産体制を整備する。また、ワクチン接種に必要なシリンジ・注射針の買い上げ、備蓄を行う。

医療従事者等と介護・障害福祉事業者等に慰労金

「②ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保」関連では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充として2兆

2,370億円を計上。具体的には、感染者が入院した医療機関等の医療従事者等に慰労金として1人当たり20万円を支給する。患者の受け入れはなかったものの、病床を確保していた場合は10万円を支給。職種による制限はない。介護・障害福祉事業所等に勤務する者にも、最大で20万円を支給する。

また、医療用物資の確保・医療機関等への配布等に4,379億円を要求。サージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド及び手袋といった個人防護具（PPE）や検体採取キット等の医療用物資を国で買い上げ、必要な医療機関等に配布するほか、必要に応じて備蓄する。

雇用調整助成金の抜本的拡充

「③雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援」関連では、雇用調整助成金の抜本的拡充に7,717億円を要求した。

新型コロナウイルス感染症の影響により休業する事業主を支援するため、4月1日以降に開始される賃金締切期間中の休業について、9月まで雇用調整助成金の日額上限を8,330円から1万5,000円まで特例的に引き上げる。同時に解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長する。

また、支給処理に係る人員体制の強化及び社会保険労務士との協力体制の構築等により、雇用調整助成金の支給の迅速化を図る。

休業手当をもらえない中小企業の労働者を対象とした、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設も行う（5,442億円）。労働者自身の申請による支援金の支給を可能とする。月額33万円を上限としたうえで、休

業実績に応じて休業前賃金の80%を支給する（図）。政府はこれまで雇調金を拡充し、活用を促してきたが、企業が助成金を申請せず休業手当が支払われないケースが多発しているとの声に応えた形だ。

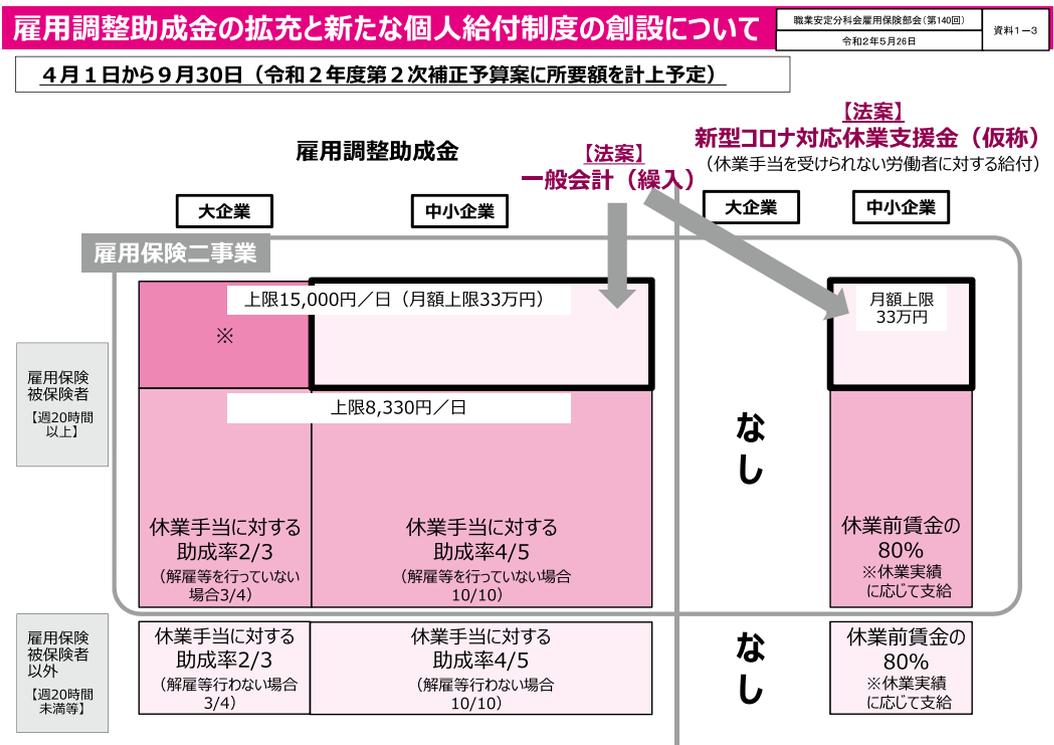
失業等給付費の確保に2,441億円を要求

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用失業情勢の変化に対応するため、失業者の増加に備える観点から、失業等給付費の確保のために2,441億円を計上した。新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応するため、感染症等の影響により離職を余儀なくされたなどの一定の要件を満たせば、失業手当の給付日数が最大で60日延長される特例措置も実施する。

就職支援の強化には34億円を要求。雇止め等にあった労働者の早期再就職を支援するため、ハローワークの就職支援ナビゲーターを拡充し、担当者制による就職支援の強化を図る。

また、人材不足が深刻化している福祉分野等において、就職支援コーディネーター等を配置し、求職者・求人者それぞれへの支援、マッチング支援を行う。

図 雇用調整助成金の拡充と新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設について



資料出所：労働政策審議会(第140回職業安定分科会雇用保険部会)資料(令和2年5月26日)

このほか、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う各種取り組みの実施により、ハローワークコールセンターへの問い合わせが増加していることから、体制の強化も行う。

障害者就業・生活支援センターにおける就業支援の強化のために1.4億円を計上する。具体的には、就労や就職活動を再開した障害者(利用者)への職場定着や就職活動等の支援を行うため、リモート面談等に必要なポータブル機器やWi-Fi環境の導入等設備面の整備を行うとともに、対面相談のための衛生環境を整備する。

外国人労働者に係る相談支援体制等の強化には2.5億円を要求した。具体的には、雇用等に係る情報の多言語による発信を強化するとともに、ハローワークへの来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、ハローワークコールセンターについて、多言語機能を拡充する。また、外国人労働者からの労働条件等に係る相談・支援体制等を一層充実させる。

公共職業能力開発施設等におけるオンライン訓練推進のための環境整備にも24億円を計上した。公共職業能力開発施設等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインの手法による職業訓練を実施するための機器等を整備し、通所しなくても職業訓練を受けられる環境を整備する。

小学校休業等対応助成金の日額上限を引き上げ

小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援には50億円を要求。新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業となった場合に、子どもの世話をを行う保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、小学校休業等対応助成金の日額上限を従来の8,330円から1万5,000円に引き上げる(既定予算も活用する)。また、委託を受けて個人で仕事をする人が契約した仕事をできなくなった場合に支給する小学校休業等対応支援金の日額は、4,100円から7,500円に引き上げる(既定予算を活用する)。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設のために90億円を要求した。具体的には、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の労働者のために、有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する新たな助成制度を創設する。

その他、中小企業におけるテレワーク導入支援に33億円を要求。テレワークを新規で導入する中小企業に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費について助成金による支援を継続するとともに、助成金の迅速な支給のため、必要な体制を整備する、としている。

引き続き個人向け緊急小口資金等の特例貸付を実施

第2次補正予算では、第1次補正予算に引き続き生活の支援策についても強化している。個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施では、2,048億円を要求した。新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な人に対し、引き続き緊急の貸付等を実施する。

生活困窮者等への支援の強化にも65億円を計上。生活困窮者等への支援を強化するため、自立相談支援機関の人員体制の強化や電話・メール・SNSなどを活用した相談支援等の環境整備を行うとともに、福祉事務所の面接相談等の体制を強化する。

生活困窮者等の住まい対策の推進では99億円を要求。休業等に伴う収入減少により、住居を失った又は失うおそれが生じている人に対し、住居確保給付金の支給、アパート等への入居支援や定着支援を行う。

予算では、自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援で8.7億円も盛り込んだ。自殺リスクの高まりに発展しかねない状況を踏まえ、生きることの包括的支援のため、SNS相談や電話相談等の相談体制を強化する。また、リモートワークなど在宅での相談体制や、相談ブースの隔離等、相談員の感染防止に配慮した必要な支援を行うことで、相談員の安心・安全な相談環境を確保する。

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給

第2次補正予算では、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給も盛り込んだ(1,365億円)。低所得のひとり親世帯について、児童扶養手当受給世帯等に1世帯あたり5万円、第2子以降1人につき3万円を給付する。収入が大きく減少した世帯には、さらに追加で5万円を支給する。

(調査部)